

農地法第3条の規定による許可申請書

年 月 日

鹿嶋市農業委員会会長 殿

<譲受人等>

住所

職業

年齢

歳

国籍等

在留資格又は
特別永住者

在留期間及び在留
期間の満了日

氏名

印

<譲渡人等>

住所

職業

年齢

歳

認定経営発展法人 (該当する場合には○)

氏名

印

この申請に係る連絡先	氏名	
	電話番号	()

下記農地(採草放牧地)について { 所有権・賃借権・使用貸借権
その他 () } を { 設定 ・ 移転 }
したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。

記

1 許可を受けようとする土地の所在等

所在				地目		面積 (㎡)	所有者の氏名 又は名称 (現所有者が登記 者と異なる場合)	所有権以外の使用収益権が設定 されている場合	
市 町 村	大 字	字	地 番	登 記 簿	現 況			権利の種類	権利者の氏名 又は名称
計	田	㎡	畑	㎡	採草放牧地	㎡	合計	㎡	

2 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

契約の種類		売買 贈与 賃貸借 使用貸借 その他 ()			
契約時期	対価(10 アール当たり)	土地の引渡時期	賃料	賃貸借の契約期間	水田裏作の場合
年 月	円	年 月	年額 円	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
水田裏作の作付けに係る事業概要					

4 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の農地（採草放牧地）の状況

		田 (㎡)	畑 (㎡)	樹園地 (㎡)	計 (㎡)	採草放牧地 (㎡)
所有地	自作地				①	④
	貸付地					
所有地以外	借入地				②	⑤
	貸付地					
現在の経営面積					①+②	④+⑤
今回権利を取得しようとする面積					③	⑥
権利取得後における経営面積					①+②+③	④+⑤+⑥

非耕作地（該当する場合のみ）

所在・地番	所有地 借入地	地目		面積 (㎡)	状況・理由
		登記簿	現況		

5 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地	採草放牧地
作付(予定)作物						
権利取得後の面積(㎡)						
必要な農作業期間	月から 月まで					計 日

(2) 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の状況及びその他の農作業に従事する者の状況

世帯員等	氏名	年齢	続柄	職業	農作業経験等	農作業に常時従事する期間
					年	月～ 月 計 日
					年	月～ 月 計 日
					年	月～ 月 計 日
					年	月～ 月 計 日
常雇					年	月～ 月 計 日
					年	月～ 月 計 日
臨時雇用		年間延日数				日

(3) 配置の状況

農作業に従事する者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間	
--	--

(4) 大農機具又は家畜の保有状況

	トラクター	耕運機	田植機			牛	豚	鶏	
確保済み									
導入予定									
導入のための資金繰り			自己資金		融資		その他（ ）		

6 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙1）

7 法人の構成員等の状況＜農地法第3条第2項第2号関係＞（別紙2）

（権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ）

8 信託の引受け該当有無＜農地法第3条第2項第3号関係＞

（信託の引受けにより権利が取得される場合のみ）

9 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況＜農地法第3条第2項第4号関係＞

（権利を取得しようとする者が個人である場合のみ）

（「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族のこと。）

農作業に従事する者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係	農作業への年間従事日数	備考

※備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は○を記載。

10 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は賃入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。＜農地法第3条第2項第5号関係＞

- ☐ 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- ☐ 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- ☐ その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容＝ ，裏作の作付内容＝ ）
- ☐ 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

11 周辺地域との関係＜農地法第3条第2項第6号関係＞

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

（例：集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載）

--

【使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項】

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、4～11の記載事項に加え、以下も記載してください。

(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

1 地域との役割分担の状況<農地法第3条第3項第2号関係>

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例：農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等)

2 その法人の業務を執行する役員又は重要な使用人のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況<農地法第3条第3項第3号関係>

(1) 氏名

(2) 役職名

(3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況

その法人が耕作又は養畜の事業（労務管理や市場開拓等も含む。）を行う期間：年 か月

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間： 年 か月（直近の実績）
年 か月（見込み）

【特殊事由により申請する場合の記載事項】

以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、4～11の記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

1 以下の場合、4～11の記載事項全ての記載が不要です。

- ☐ その取得しようとする権利が地上権(民法(明治29年法律第89号)第269条の2第1項の地上権)又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合

(事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載。)

- ☐ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合

- ☐ 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合

(景観法(平成16年法律第110号)第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付。)

2 以下の場合、4～11の5(効率要件)及び7(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

- ☐ 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合

- ☐ 地方公共団体(都道府県を除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合

- ☐ 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
- ☐ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センター又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

3 以下の場合は、7（農地所有適格法人要件）以外の記載事項を記載してください。

- ☐ 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業の経営の事業を行うものを除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
- ☐ 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
- ☐ 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

（留意事項）

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限ります。該当していることを証する書面を添付してください。

- ・ その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
- ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人

- ☐ 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

（事業・計画の内容）